都市計画大坂地区計画を次のように決定する。

都市計画大坂地区計画を次のように決定する。 「		
	名 称	大坂地区計画
	位 置	掛川市大坂 字鷺田、十六、八ツ、與惣の一部
	面 積	約 19.1ha
	地区計画の目標	本地区は、民間開発により整備された大規模店舗、大東町により整備された都市公園及び今後民間開発により商業集積地及び住宅地として整備予定の区域であり、大東町の中心市街地の北側に位置し、今後大東町の都市の顔としての役割を担う地区である。 このため、地区計画を定めることにより、町のコミュニティゾーンとしての賑わいの創出やゆとりある住宅地の整備を図り、良好な市街地環境を形成することを目的とする。
	その他該当区域	土地利用の方針
	の整備・開発及	本地区を4区分し、それぞれの方針により土地利用を誘導する。
	び保全の方針	(低層住宅地)
		主に戸建ての低層の専用住宅地とする。
		(商業地区)
		当町のコミュニティゾーンとして賑わいのある徒並み形成のため、生活利便
		施设を主とした商業地とする。
□		(沿道恒区)
域 (町道日県道相良大須賀線沿の利便性を活かして、商業・業務・施設が立地
の 整 備		できる地区とする。
備		(コミュニティ広場地区)
開		コミュニティ広場としての機能及び環境の維持、保全を図る。
開発及び保全の		地区施設の整備方針 都市計画道路大坂中央線を軸として土地利用計画との整合を図りつつ、区画 道路の適正な配置を図るとともに、公園及び激地を整備する。また、既存の 都市公園を含めて地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全する。
方針		建築物等の整備方針
ж 1		各地区の土地利用に応じ、建築物等の整備の方針を次のように定める。 (低層住宅地区)
		主に戸建ての低層専用住宅地としての良好な住環境の形成を図るため、
		建築物の用途の制限、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限等を
		定める。
		(商業地区)
		商業也としての賑わいを創出し、良好な街並み形式を図るとともに、「隣接する
		低層住宅地区の住環境の保全を図るため、建築物の用途の制限、建築面積の
		敷地面積に対する割合の最高限度及び壁面の制限等を定める。
		(沿道地区)
		沿道商業・業務地として街並み形成を図るため、建築物の用途の制限
		壁面の位置の制限等を定める。
		(コミュニティ広場地区)
		コミュニティ広場としての機能及び環境の維持、保全を図るため、建築物の
		用途の制限等を定める。